

第7回検討会における主な意見

資料6

【第1章「総則」について】

- 改定の趣旨をできるだけ丁寧に説明していくことの重要性、そして、様々な方法で周知徹底していくという役割がとても大きい。
- 「告示化」「大綱化」「規範化」という重い課題があるが、一方、基本を抑えた上で、保育現場で一層の創意工夫が促されるようにということが重要である。
- 児童福祉法の文言のまま、「保育に欠ける」を指針に表記していくことについて、保育所では「保育を必要とする」という状況があり、この検討会のヒアリングでも、この文言について疑問視する声が度々聴かれたが、どう捉え、説明できるのか。
- 現行の制度上、「保育に欠ける」乳幼児について、保育所の運営費が拠出され、行政として責任を持つということになっている。「保育を必要とする」という言葉を使用すると、制度上の根拠が不明瞭になり、混乱が生じるのではないかと。
- 「保育に欠ける」子どもの保育を保障することと、地域で保育所の機能を利用したい方々への対応と、保育所は現在もこれからもその両方を受けていくと思うが、その受け方が違うというのはやはり、残っていかねばならないだろう。
- 本来、すべての子どもは保育を必要とするという中で「保育に欠ける」という言葉も含まれるとする解釈や、「保育に欠ける」という状態に対して「保育を必要とする」という状態があるという解釈など、その解釈や捉え方は様々であり、仮に「保育を必要とする」と表現したところで、またいろいろな問題が生じると思われる。
- 「欠ける」子どもへの処遇、児童福祉施設としての役割も十分考慮すべきである。
- 単に表現を改めるだけでなく、全体の財政設計などにも及ぶ話であり、保育所制度そのものに関わってくることなので、慎重に論議していただきたい。
- 「欠ける」という表現が、差別的なニュアンスをもたらすなどの問題があるとすれば、それはこの検討会で国に対して、今後法改正にあたり表現を変えたらどうかという付帯意見として出したらどうか。例えば「要保育児童」とするなど。
- 「保育に欠ける」という法律上の言葉に関して、今日的に不適切であるのではというアピールを保育指針改定を機にしておくことは必要だと思う。
- こうした状況を踏まえ、指針の解説書でも言葉の規定やその使用について説明すべきである。
- 「乳幼児の最善の利益」と「最低基準の保障」という一見両極にあるように思われる事柄をどう解釈し、保育現場に伝えていくか。「児童福祉最低基準」の第3条、第4条には、最低基準の向上、施設設備の運営の向上などについて記されている。

- 今回、告示化ということで、指針に記されたことを遵守しなければならないことになり、非常に重いものとなる。文言ひとつひとつを慎重に吟味すべきである。
- 最低基準と最適最善の基準との関わりをどう整理すべきかという問題については、まずは、遵守すべき事項と内容の基本原則を踏まえた上で、機能と質の向上に努めるべきという、努力義務として示している。
- 総則の柱について、その後、各章の中で触れていくという全体的見通し、その構成を一覧できる事項がもれなく記載されているか確認する必要がある。
- 「保育の内容に関する事項、及びこれに関する運営に関する事項」とあるが、「運営に関する事項」も非常に意味を持っており、内容としても重要である点を強調すべきである。
- まず、はじめに保育所と保育の基本について、高らかにうたってもいいのではないか。例えば「子どもの最善の利益」、「生きる力の基礎を培う」など、指針の中でまずしっかりと盛り込んでいく必要がある。その上で、子どもを育てる上で保護者との連携が必要であることを最初にかきこむ必要がある。
- 「家庭や地域社会との連携を図りながら」について、保育所自体も地域の中の一員であることを踏まえ「家庭や地域の様々な社会資源と連携を図りながら」とした方がよい。
- 「知識と技術」ともうひとつ「倫理」を加えるべき。この三者が相まって、いわゆる保育の質をつくっていく。
- 保育所の大きな役割として、保護者の方への育児の方法の提供、親の養育力を高めるといったことがあり、現代の保育所に求められていることを痛感する。
- 「子どもの生活リズムを尊重する」といったときに、子どもの健全な発育・発達を担っていくことを考慮すれば、現状の生活より子どもにとって望ましい生活リズムを前提にして考えるべきである。
- 「保育所の機能・役割」に「家庭や地域での子育て支援」を位置づけるのならば、「保育の原理」の「保育の目標」の中に当然、そのことも書き込まなければならないのではないか。
- 「子育て支援」を子どもの保育と同等に扱うかどうか、整理した上で、「保育の目標」の中に反映すべきかどうかということを検討する必要がある。
- 「保育の原理」といった場合、子どもの保育という捉えでよいのではないか。保育というのは子どもに対して使うという理解で進めてよいのではないか。
- 「入所する子どもの保護者に対する支援」は最低基準として入れてよいが、「地域における子育て支援」は法律上は努力義務になっており、同等に盛り込むかどうか議論が必要。
- 「家庭養育の補完」という言葉は今回のたたき台には使用されていない。「家庭との緊密な連携の下に」とあり、今回の新しい趣旨の一つと受け止めてよい。

- 「保育の原理」は子どもに対するものであり、保護者に対するものとして「保育指導の原理」というものを入れなければならない。保育指導の原理としては、家庭における養育との連続性、整合性に十分配慮するということと、送迎時などに家庭での様子を聞きとり、保育所の保育に生かしていくこと。このふたつを盛り込んでいく必要がある。
- 本来、そうしたことは保育をしながら両方やっているので、「保育の原理」の中に含めてもよいのではないか。
- 「保護者の事情に応じた」ということが大きくなっていることも踏まえ、先の生活リズムのことなど「発達に応じた」養育の方法を「保育指導の原理」の中できちんと伝え、なおかつそれぞれの事情に合わせてということを示すことが必要なのではないか。
- 子どもを第一義にということは大事だが、実際には保護者の事情も汲み入れつつということも落とさないでいただきたい。「保護者指導の原理」というと一方的な感じになるので、もう少し双方向的な言い方がよいのではないか。
- 保育の中には当然保護者への指導・支援ということも入ってくるが、どこでどういう形で示すのがよいか決めなければならないだろう。さらに、「保育の方法」についてもこのたたき台の示し方でよいか、前回の改定で、時代的な要請を受けて加わった4項目が入っていないことなども含め確認する必要がある。
- 前回の改定のポイントの一つであった性差、文化の違い等を含めた人権への配慮に関わる事項については、4番目の「保育所の社会的責任」の最初に「子どもの人権」という言葉で示し、その重要性を提示させていただいた。
- 「保育の方法」では、保育士そのものの業務あるいは資質の問題を盛り込まず、保育の方法に特化して内容を精査した構成になっている。
- 「保育の原理」として挙げた「保育指導の原理」を、「保育の方法」としても書き込むべきである。例えば「親の思いや意向も受け止め、より良い親子関係の構築を目指して保育指導の技術を駆使して援助していく」といった文言が必要になってくる。保育の技術についてもどのような技術があるか(①発達援助の技術、②関係構築の技術、③生活援助の技術、④環境構成の技術、⑤遊びを展開する技術)書き込んでいくことが大事なのではないか。
- たたき台にある「保育の方法」の一つ一つの文言を吟味すると、そうした技術的なことは盛り込まれていると思う。具体的には解説書に載せたらどうか。
- 保育所は保育士だけで保育していない現状も踏まえ、他の専門職も含め「保育者」とするのか、従来どおり「保育士」という表現で通すのか、検討する必要がある。
- 法令上は「保育者」という言葉は使っていない。使うのであれば、解説を含めて規定していく必要がある。

- 保育現場の現状から「保育者」という言葉を使うことも必要である。
- 「保育の環境」について、多くの箇所では触れられているが、「環境」という定義も含め明示した方がよい。
- 環境のところでは「保育室は家庭的な親しみとくつろぎの」とあるこの「家庭的」という言葉について、「保育室は家庭的」と言い切ってしまうとよいのか疑問である。
- 「家庭的な親しみ」とともに「いきいきと活動できる場」というような記載があると、両方の機能が必要になるとわかるのではないか。
- 子どもの年齢や発達によって、それぞれの保育室やその環境を工夫して保育しなければならないということだと思ふ。
- 「家庭的」という言葉は「家庭養育の補完」というところから継続してきている言葉ではないか。
- 日本の就学前の保育の場があまりにも集団的であるということがあり、できるだけ小さな集団の中で「家庭的」ということも、今の時代だからこそむしろ重要なのではないか。保育所ではかなり深刻な様々な課題を背負った子どもが生活していることも考え、環境の示し方やその表現を検討していくべきである。
- 第三者評価をどう位置づけるかについて検討を進めるべきである。最終的に告示に入れるか、詳しく解説するかはともかく、保育所の社会的責任を考えた時、自己評価、第三者評価は常に保育の質を考える上で重要である。
- 「評価」については保育所の社会的責任行使ということで今回の指針の重要なポイントである。
- 保育所の「説明責任」についての項目を一つ立てた方がよいのではないか。
- 保育士、保育所の自己研鑽について、最低基準の第7条の2、児童福祉法の第48条の3に盛り込まれていることであり、質の向上についてはしっかりと書き込んでいくことが大切である。
- 質の向上に関しては「保育の原理」にも入れ、さらに「保育所の社会的責任」にも盛り込むとよいのではないか。
- そこは「趣旨」に盛り込んでいるので、なるべく重複は避け、明確にしていきたい。
- 今回、指針に盛り込む事項と解説に記す事項とを分けて示したが、こうした作業をする上で、幼稚園教育要領の解説本がたいへん参考になるので、お手元に用意させていただいた。
- 「保育の方法」で示されている「遊びを通して総合的に保育を行う」ということに関して、「生活を通して」とせずに「遊びを通して」とするのかなど、検討を深めたい。
- 「保育の方法」に「関係機関と連携を図りながら」ということと、守秘義務など「保育者の倫理」について盛り込んでおくと、その後の章で受けやすいと思われる。
- 全体の組み立ての中で、これは前に出しておく必要があるといった判断、より明確にすべきであるといった事項などについて更に整理して、ワーキングの作業につなげていくようにする。